

半 期 報 告 書

(第88期中) 自 平成15年 4 月 1 日
至 平成15年 9 月30日

松井証券株式会社

(541-081)

第88期中（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成15年12月19日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

松井証券株式会社

目 次

	頁
第88期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【対処すべき課題】	7
3 【経営上の重要な契約等】	7
4 【研究開発活動】	7
第3 【設備の状況】	8
1 【主要な設備の状況】	8
2 【設備の新設、除却等の計画】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	15
4 【業務の状況】	16
第5 【経理の状況】	24
1 【中間連結財務諸表等】	25
2 【中間財務諸表等】	52
第6 【提出会社の参考情報】	72
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	74
中間監査報告書	
前中間連結会計期間	75
当中間連結会計期間	77
前中間会計期間	79
当中間会計期間	81

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年12月19日

【中間会計期間】 第88期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

【会社名】 松井証券株式会社

【英訳名】 MATSUI SECURITIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松 井 道 夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目20番7号

【電話番号】 03(3281)3121

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 今 田 弘 仁

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目20番7号

【電話番号】 03(3281)3121

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 今 田 弘 仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第86期中	第87期中	第88期中	第86期	第87期
会計期間	自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日	自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日	自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日
営業収益 (百万円)	6,094	6,977	10,074	12,785	13,425
純営業収益 (百万円)	5,490	6,404	9,486	11,435	12,151
経常利益 (百万円)	2,024	1,648	4,957	3,939	3,518
中間(当期)純利益 (百万円)	912	588	2,507	1,870	1,485
純資産額 (百万円)	29,980	31,328	34,269	31,124	32,033
総資産額 (百万円)	148,339	198,034	344,407	187,606	169,904
1株当たり純資産額 (円)	342.20	357.58	388.45	355.25	363.80
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	14.10	6.71	28.46	24.56	16.94
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	13.82	6.59	28.12	24.11	16.66
自己資本比率 (%)	20.2	15.8	10.0	16.6	18.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,579	2,817	20,338	12,211	6,236
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	796	1,752	657	1,667	2,280
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	19,099	20	28,254	18,543	6,034
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	5,530	2,883	12,248	7,472	4,989
従業員数 [外、平均臨時 従業員数] (人)	206 [47]	180 [42]	172 [47]	194 [45]	171 [44]

(注) 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第86期中	第87期中	第88期中	第86期	第87期
会計期間	自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日	自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日	自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日
営業収益 (うち受入手数料) (百万円)	6,094 (4,875)	6,977 (5,365)	10,074 (8,286)	12,785 (10,215)	13,425 (10,240)
純営業収益 (百万円)	5,490	6,404	9,486	11,435	12,151
経常利益 (百万円)	2,014	1,642	4,952	3,921	3,505
中間(当期)純利益 (百万円)	907	585	2,504	1,859	1,478
資本金 (百万円)	11,381	11,381	11,414	11,381	11,405
発行済株式総数 (千株)	87,611	87,611	88,224	87,611	88,051
純資産額 (百万円)	29,947	31,287	34,221	31,086	31,987
総資産額 (百万円)	148,299	197,990	344,354	187,560	169,857
1株当たり純資産額 (円)	341.82	357.11	387.90	354.82	363.29
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	14.01	6.68	28.42	24.42	16.86
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	13.74	6.56	28.09	23.98	16.58
1株当たり 中間(年間)配当額 (円)	0.00	0.00	0.00	3.19	5.04
自己資本比率 (%)	20.2	15.8	9.9	16.6	18.8
自己資本規制比率 (%)	1,092.7	732.0	541.0	843.4	830.4
従業員数 [外、平均臨時 従業員数] (人)	206 [47]	180 [42]	169 [46]	194 [45]	171 [44]

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 自己資本規制比率は「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。第86期及び第87期の自己資本規制比率は、配当金による社外流出額を差し引いて算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成15年9月30日現在

連結会社合計(人)	172 [47]
-----------	---------------

(注) 1 当社グループは、証券業以外の事業セグメントに専従する従業員の該当が無いため、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。

2 従業員数は就業人員であります。

3 従業員数欄の [] 内は、臨時従業員の当中間連結会計期間の平均人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成15年9月30日現在

従業員数(人)	169 [46]
---------	---------------

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 従業員数欄の [] 内は、臨時従業員の当中間会計期間の平均人員であります。

(3) 労働組合の状況

労使関係については良好であり、紛争等特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、輸出や設備投資が増加し、企業収益が改善するなど景気の先行きに明るさが見え始めました。しかし依然として厳しい雇用・所得環境の下で個人消費の低迷が続くなど本格的な景気回復には程遠い状況となっております。

株式市場においては、期初こそ日経平均が一時バブル崩壊後最安値となる7,600円台まで下落したものの、5月には外国人投資家による積極的な日本株買いによって上昇に転じました。海外の投資家の買い意欲はその後も衰えず、7月には1兆6,000億円を超える大幅な買い越しとなり、株価上昇の期待感からこれまで売買を手控えていた個人投資家の新規の資金も流入してまいりました。9月に入ると日経平均が一時1万1,000円を回復し、一日の東証一部の売買代金が連日1兆円超となるなど、極めて活発な取引が行われました。その一方、平成14年度下半期に、個人株式委託売買代金に占める比率が55%に達したオンライン株式取引は引き続き増加を続け、オンライン証券主要6社（当社、イー・トレード証券、DLJディレクトSFG証券、カブドットコム証券、日興ビーンズ証券、マネックス証券）の個人株式委託売買代金シェアは、平成14年度下半期の39%から平成15年度上半期には51%へと大きく上昇し、過半を超えるに至りました。このような状況下、オンライン証券各社の個人投資家の獲得に向けた手数料・サービス競争は熾烈を極めております。

そのような中で当社は、「顧客中心主義」を経営理念に掲げ、新手数料体系の導入、NetFx5通貨の取引単位の引下げ、ストックオプション融資サービスの開始、無期限信用取引の取扱開始、グリーンシート銘柄の取扱開始、権利入札の取扱開始など、サービスの向上に着実に努めてまいりました。

その結果、当中間連結会計期間におきましては、営業収益、純営業収益は増収（対前年同期比）となりました。一方、販売費・一般管理費が前年水準以下となった結果、営業利益、経常利益、中間純利益ともに増益（対前年同期比）となっております。

当中間連結会計期間の営業収益は100億74百万円（対前年同期比44.4%増）、純営業収益は94億86百万円（同48.1%増）となりました。また、営業利益は49億90百万円（同201.4%増）、経常利益は49億57百万円（同200.9%増）、中間純利益は25億7百万円（同326.6%増）となりました。

(受入手数料)

受入手数料は、82億86百万円（同54.4%増）となりました。

そのうち委託手数料は、株式市況の回復による約定件数等の増加により、77億35百万円（同54.6%増）となりました。

引受け・売出し手数料は、45百万円（同279.2%増）、募集・売出しの取扱手数料は、25百万円（同76.4%増）となりました。

その他の受入手数料は、外国為替及び貴金属保証金取引「NetFx・NetGold」による受入手数料2億43百万円（同61.2%増）を含め、4億80百万円（同43.6%増）となりました。

(トレーディング損益)

トレーディング損益は0百万円の利益となりました。

(金融収支)

金融収益は17億88百万円、金融費用は5億88百万円となり、金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は11億99百万円(同14.6%増)となりました。

(販売費・一般管理費)

販売費・一般管理費は44億95百万円(同5.3%減)となりました。

平成14年5月に新システムへ移行した結果、前中間連結会計期間においては旧システムの早期償却に伴う減価償却費10億22百万円が一時的に発生しましたが、当中間連結会計期間には早期償却の影響がないことにより、減価償却費は3億29百万円(同74.0%減)となりました。株式市況の回復に伴う約定件数の増加等によって、アウトソースしたシステムの事務委託費が増加したこと等により、事務費は18億86百万円(同55.4%増)となりました。

(営業外損益)

営業外損益は、33百万円の損失となりました。

(特別損益)

特別損益は、合計で3億3百万円の損失となりました。これは主として、証券取引責任準備金繰入2億48百万円、投資有価証券の評価損55百万円によるものです。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、203億38百万円のマイナスとなりました。これは、信用取引資産・負債の増減が主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、6億57百万円のマイナスとなりました。これは、ソフトウェアを中心とする無形固定資産の取得による支出が主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、282億54百万円のプラスとなりました。これは、短期借入金の純増加と社債の発行による収入が主な要因です。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、122億48百万円となりました。

2 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

4 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	350,000,000
計	350,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月19日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	88,223,678	88,228,809	東京証券取引所 (市場第一部)	
計	88,223,678	88,228,809		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成15年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年6月16日)		
	中間会計期間末現在 (平成15年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)	3,645	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	364,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	610,902,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月15日から 平成22年7月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,676 資本組入額 838	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する	同左

- (注) 1 新株予約権一個につき目的となる株式数は100株であります。
 2 新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使時の払込金額(総額)は、株主総会決議における予定株式数および予定払込金額から権利を喪失した者の株式数および払込金額を減じております。
 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、

または従業員の何れかの地位を保有しているものとします。ただし、当社ならびにその子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではないものとします。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続人がその権利を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (4) その他の条件については、当社と対象の取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

株主総会の特別決議日（平成15年6月22日）		
	中間会計期間末現在 （平成15年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成15年11月30日）
新株予約権の数（個）	4,030	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	403,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	668,980,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月15日から 平成20年7月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,660 資本組入額 830	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する	同左

- (注) 1 新株予約権一個につき目的となる株式数は100株であります。
- 2 新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使時の払込金額(総額)は、株主総会決議における予定株式数および予定払込金額から権利を喪失した者の株式数および払込金額を減じております。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、または従業員の何れかの地位を保有しているものとします。ただし、当社または当社の子会社の従業員の定年または会社都合による退職など正当な理由ある場合、および、退任する当社または当社の子会社の取締役または監査役に正当な理由ある場合にはこの限りではないものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続人がその権利を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (4) その他の条件については、取締役会決議により決定します。

商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

取締役会の決議日（平成15年10月29日）		
	中間会計期間末現在 （平成15年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成15年11月30日）
新株予約権の数（個）		20,000
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）		10,230,179
新株予約権の行使時の払込金額（円）		39,999,999,890
新株予約権の行使期間		平成15年12月1日から 平成23年3月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）		発行価格 3,910 資本組入額 1,955
新株予約権の行使の条件		新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権のみ社債からの分離譲渡はできない
新株予約権付社債の残高(百万円)		40,000

旧商法第280条ノ19の規定に基づくストック・オプションの内容は次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成13年1月29日）		
	中間会計期間末現在 （平成15年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成15年11月30日）
新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	49,662	44,531
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,462,820	4,898,410
新株予約権の行使期間	平成15年2月1日から 平成18年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対して譲渡、担保権 の設定、遺贈その他の処分を することはできない。	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使時の払込金額(総額)は、株主総会決議における
予定株式数および予定払込金額から権利を喪失した者の株式数および払込金額を減じております。

2 (1) 以下の場合、権利を喪失します。

- ・役員または使用人として在任・在籍しなくなった場合。ただし、会社都合による退職および定
年退職による場合を除く。
- ・就業規則により出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合。
- ・破産宣告を受けた場合。
- ・禁固以上の刑に処せられた場合。

(2) その他、権利行使の条件は、当社と付与対象者との間で締結する「ストック・オプション契約書」
に定めるところとします。

株主総会の特別決議日（平成13年6月1日）		
	中間会計期間末現在 （平成15年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成15年11月30日）
新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	996,067	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	130,484,777	同左
新株予約権の行使期間	平成15年12月1日から 平成19年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 131 資本組入額 66	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対して譲渡、担保権 の設定、遺贈その他の処分を することはできない。	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使時の払込金額(総額)は、株主総会決議におけ
る予定株式数および予定払込金額から権利を喪失した者の株式数および払込金額を減じております。

- 2 (1) 以下の場合、権利を喪失します。
- ・役員または使用人として在任・在籍しなくなった場合。ただし、会社都合による退職および定年退職による場合を除く。
 - ・就業規則により出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合。
 - ・破産宣告を受けた場合。
 - ・禁固以上の刑に処せられた場合。
- (2) その他、権利行使の条件は、当社と付与対象者との間で締結する「ストック・オプション契約書」に定めるところとします。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日	172,379	88,223,678	9	11,414	9	9,264

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(4) 【大株主の状況】

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
松井千鶴子	東京都文京区西片2丁目4番2号	25,233	28.60
松井道夫	東京都文京区西片2丁目4番2号	12,216	13.85
有限会社松興社	東京都中央区日本橋1丁目20番7号	8,130	9.22
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,296	4.87
有限会社丸六	東京都文京区西片2丁目4番2号	3,564	4.04
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,502	3.97
松井道太郎	東京都文京区西片2丁目4番2号	1,463	1.66
松井千明	東京都文京区西片2丁目4番2号	1,463	1.66
松井佑馬	東京都文京区西片2丁目4番2号	1,463	1.66
UFJ信託銀行株式会社(信託 勘定A口)	東京都千代田区丸の内1丁目4番3号	1,345	1.53
計		62,678	71.04

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 88,214,400	882,144	
単元未満株式	普通株式 5,878		
発行済株式総数	88,223,678		
総株主の議決権		882,144	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株(議決権24個)含まれております。

2 単元未満株式には、当社所有の自己株式27株が含まれております。

【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 松井証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 20番7号	3,400		3,400	0.00
計		3,400		3,400	0.00

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成15年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	948	825	1,260	1,725	1,648	1,790
最低(円)	705	747	787	1,232	1,304	1,570

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3 【役員の状況】

平成15年6月23日付の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役 (危機管理室長)	専務取締役 (管理部門管掌)	高木俊弘	平成15年10月14日

4 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)	委託手数料	4,962		43		5,005
	引受け・売出し手数料	12				12
	募集・売出しの取扱手数料	14			0	14
	その他の受入手数料	120		0	214	334
	計	5,108		43	214	5,365
第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)	委託手数料	7,672		34	30	7,735
	引受け・売出し手数料	45				45
	募集・売出しの取扱手数料	25			0	25
	その他の受入手数料	131		0	349	480
	計	7,873		34	379	8,286
第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)	委託手数料	9,424		79	13	9,516
	引受け・売出し手数料	27				27
	募集・売出しの取扱手数料	15			1	16
	その他の受入手数料	231		0	449	680
	計	9,697		80	463	10,240

(2) トレーディング損益の内訳

区分	第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)			第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)			第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	1	7	8	11	10	1	39		39
債券等・その他の トレーディング損益				1	0	1	1		1
債券等 トレーディング損益 その他の トレーディング損益				1	0	1	1		1
計	1	7	8	10	10	0	39		39

(3) 有価証券の売買等業務の状況

1) 有価証券の売買の状況(先物取引を除く)

株券

期別	市場内売買高				市場外売買高				合計	
	受託		自己		受託		自己			
	株数 (千株)	金額 (百万円)	株数 (千株)	金額 (百万円)	株数 (千株)	金額 (百万円)	株数 (千株)	金額 (百万円)	株数 (千株)	金額 (百万円)
第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)	6,053,829	2,843,987	7,707	7,110	249,214	111,766	89	37	(-) 6,310,839	(-) 2,962,899
第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)	12,006,759	5,108,744	415	829	369,168	241,739	381	165	(-) 12,376,723	(-) 5,351,477
第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)	12,741,365	5,380,058	14,695	9,957	457,492	180,390	98	52	(-) 13,213,651	(-) 5,570,458

(注) ()内は外国株券を内書きしております。

(信用取引の状況)

上記のうち、信用取引の状況は次のとおりであります。

期別	受託		自己		合計	
	株数 (千株)	金額 (百万円)	株数 (千株)	金額 (百万円)	株数 (千株)	金額 (百万円)
第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)	4,336,750	2,140,481	355	111	4,337,105	2,140,592
第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)	8,926,348	3,964,150	22	68	8,926,370	3,964,218
第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)	9,397,847	4,158,859	356	112	9,398,203	4,158,971

債券

期別	国債 (百万円)	地方債 (百万円)	特殊債 (百万円)	社債 (百万円)	外国債 (百万円)	合計 (百万円)
第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)						
第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)						
第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)						

受益証券

期別	受託		自己				合計 (百万円)	
	株式投信	外国投信 (百万円)	株式投信		公社債投信			外国投信 (百万円)
	追加型 (百万円)		単字型 (百万円)	追加型 (百万円)	単字型 (百万円)	追加型 (百万円)		
第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)	29,520			4			29,524	
第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)	24,184			16			24,200	
第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)	54,232			5			54,237	

その他

期別	新株予約権証書 (新株予約権 証券を含む) (百万円)	外国新株 予約権証券 (百万円)	コマーシャル・ ペーパー (百万円)	外国証書 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)						
第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)					7,571	7,571
第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)					1,920	1,920

(受託取引の状況)

上記のうち、受託取引の状況は次のとおりであります。

期別	新株予約権証書 (新株予約権 証券を含む) (百万円)	外国新株 予約権証券 (百万円)	コマーシャル・ ペーパー (百万円)	外国証書 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)						
第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)					7,571	7,571
第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)					1,920	1,920

2) 証券先物取引等の状況

株式に係る取引

期別	先物取引		オプション取引		合計 (百万円)
	受託 (百万円)	自己 (百万円)	受託 (百万円)	自己 (百万円)	
第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)			2,221,323	66	2,221,389
第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)			4,761,520		4,761,520
第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)			4,056,901	66	4,056,967

債券に係る取引

期別	先物取引		オプション取引		合計 (百万円)
	受託 (百万円)	自己 (百万円)	受託 (百万円)	自己 (百万円)	
第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)					
第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)					
第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)					

3) 有価証券の引受け、売出し業務および募集、売出しまたは私募の取扱い業務の状況
株券

期別		引受高		売出高		募集の取扱高		売出しの取扱高		私募の取扱高	
		株数 (千株)	金額 (百万円)								
第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)	内国 株券	12	68	62	352	8	871	15	57		
	外国 株券										
第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)	内国 株券	394	798	55	169	10	1,379				
	外国 株券										
第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)	内国 株券	14	257	63	386	35	914	18	59		
	外国 株券										

債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)	国債					
	地方債					
	特殊債					
	社債					
	外国債					
	合計					
第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)	国債					
	地方債					
	特殊債					
	社債					
	外国債					
	合計					
第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)	国債					
	地方債					
	特殊債					
	社債					
	外国債					
	合計					

受益証券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)					
第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)			836		
第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)			382		

その他

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第87期中 (自平成14.4.1 至平成14.9.30)	コマーシャル・ ペーパー					
	外国証券					
	その他			7		
第88期中 (自平成15.4.1 至平成15.9.30)	コマーシャル・ ペーパー					
	外国証券					
	その他			10		
第87期 (自平成14.4.1 至平成15.3.31)	コマーシャル・ ペーパー					
	外国証券					
	その他			19		

(4) その他の業務の状況

有価証券の保護預り業務

期別	区分	株券	債券	受益証券	その他
第87期中 (平成14.9.30現在)	内国 有価証券	440,346千株 (206,778百万円)	百万円	単字型 追加型 株式 公社債	百万口 6百万口 百万口 新株予約権証書 (新株予約権証券を含む。) 千ワラント コマーシャル・ ペーパー 百万円
	外国 有価証券	2千株 (0百万円)	百万米ドル	会社型 契約型	百万口 百万口 (百万円) 新株予約権証書 (新株予約権証券を含む。) 千ワラント 外国証書 百万円 その他 66千ワラント
第88期中 (平成15.9.30現在)	内国 有価証券	516,322千株 (339,257百万円)	百万円	単字型 追加型 株式 公社債	百万口 6百万口 百万口 新株予約権証書 (新株予約権証券を含む。) 百万ワラント コマーシャル・ ペーパー 百万円
	外国 有価証券	2千株 (0百万円)	百万米ドル	会社型 契約型	百万口 598百万口 (664百万円) 新株予約権証書 (新株予約権証券を含む。) 百万ワラント 外国証書 百万円 その他 62百万ワラント
第87期 (平成15.3.31現在)	内国 有価証券	479,261千株 (203,385百万円)	百万円	単字型 追加型 株式 公社債	百万口 6百万口 百万口 新株予約権証書 (新株予約権証券を含む。) 百万ワラント コマーシャル・ ペーパー 百万円
	外国 有価証券	2千株 (0百万円)	百万米ドル	会社型 契約型	百万口 200百万口 (239百万円) 新株予約権証書 (新株予約権証券を含む。) 百万ワラント 外国証書 百万円 その他 70百万ワラント

信用取引における有価証券の貸借に伴う業務

期別	顧客の委託に基づいて行った 融資額とこれにより顧客が 買付けている証券の数量		顧客の委託に基づいて行った 貸証券の数量とこれにより顧客が 売付けている代金	
	金額 (百万円)	株数 (千株)	株数 (千株)	金額 (百万円)
第87期中(平成14.9.30現在)	105,908	218,449	37,935	19,415
第88期中(平成15.9.30現在)	176,410	356,297	54,178	30,891
第87期(平成15.3.31現在)	72,777	180,167	50,236	20,171

(5) 自己資本規制比率

		第87期中 (平成14.9.30現在)	第88期中 (平成15.9.30現在)	第87期 (平成15.3.31現在)
基本的項目 (百万円)		31,188	34,206	31,543
補完的項目	評価差額金(評価益)等 (百万円)	98	14	
	証券取引責任準備金等 (百万円)	614	1,001	753
	一般貸倒引当金 (百万円)	19	208	322
	短期劣後債務 (百万円)	500	500	500
	計 (百万円)	1,233	1,724	1,575
控除資産計 (百万円)		3,582	4,408	4,417
控除後の自己資本 + - (A) (百万円)		28,839	31,522	28,702
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)	119	98	54
	取引先リスク相当額 (百万円)	2,263	3,831	1,721
	基礎的リスク相当額 (前々月以前の一年の営業費用の合計額の四分の一) (百万円)	1,556	1,896	1,680
	計(B) (百万円)	3,939	5,826	3,456
自己資本規制比率 (A) / (B) × 100 (%)		732.0	541.0	830.4

(注) 第87期の自己資本規制比率は、配当金による社外流出額を差し引いて算出しております。なお、数値は百万円未満を切り捨てて表記しております。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第48条及び第69条の規定に基づき「証券会社に関する内閣府令」(平成10年総理府令・大蔵省令第32号)及び「証券業経理の統一について」(昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「証券会社に関する内閣府令」(平成10年総理府令・大蔵省令第32号)及び「証券業経理の統一について」(昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に掲記される科目及びその他の金額の表示は、百万円未満の端数を四捨五入して記載しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)及び前中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)並びに当中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、中央青山監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金・預金		2,883		12,248		4,989	
預託金		76,201		140,701		77,801	
トレーディング 商品		148		94		1	
約定見返勘定		-		67		-	
信用取引資産		110,883		180,525		78,343	
信用取引 貸付金		105,908		176,410		72,777	
信用取引借 証券担保金		4,974		4,115		5,566	
立替金		30		135		236	
募集等払込金		-		234		-	
短期差入保証金		2,154		3,570		2,999	
その他		1,458		2,033		1,400	
貸倒引当金		20		208		323	
流動資産合計		193,735	97.8	339,398	98.5	165,445	97.4
固定資産							
1 有形固定資産	1 2	937	0.5	870	0.3	857	0.5
2 無形固定資産		1,883	1.0	2,169	0.6	2,165	1.3
ソフトウェア		1,844		2,116		2,109	
その他		39		53		55	
3 投資その他の 資産		1,479	0.7	1,969	0.6	1,438	0.8
投資有価証券	2	1,032		1,021		665	
その他		457		1,197		823	
貸倒引当金		10		249		50	
固定資産合計		4,299	2.2	5,009	1.5	4,459	2.6
資産合計		198,034	100.0	344,407	100.0	169,904	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成15年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
流動負債								
トレーディング 商品			-		89		-	
約定見返勘定			128		-		1	
信用取引負債			72,586		100,912		40,213	
信用取引 借入金	2	53,171		70,021		20,042		
信用取引貸 証券受入金		19,415		30,891		20,171		
有価証券担保 借入金			3,758		22,134		4,864	
有価証券貸借 取引受入金			3,758		22,134		4,864	
預り金			33,473		56,595		35,256	
受入保証金			53,275		89,011		47,743	
有価証券等受入 未了勘定			5		-		-	
短期借入金	2		805		22,931		6,694	
未払法人税等			49		2,456		136	
賞与引当金			105		84		98	
その他			912		1,021		840	
流動負債合計			165,096	83.4	295,234	85.7	135,843	80.0
固定負債								
社債	4		500		10,500		500	
長期借入金	2		204		3,120		484	
未払役員退職 慰労金			291		281		291	
その他			0		0		0	
固定負債合計			995	0.5	13,902	4.0	1,275	0.7
特別法上の準備金								
証券取引責任 準備金	5		615		1,002		753	
特別法上の準備金 合計			615	0.3	1,002	0.3	753	0.4
負債合計			166,707	84.2	310,137	90.0	137,872	81.1

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)							
資本金		11,381	5.7	11,414	3.3	11,405	6.7
資本剰余金		9,230	4.7	9,264	2.7	9,254	5.5
利益剰余金		10,619	5.4	13,580	4.0	11,516	6.8
その他有価証券 評価差額金		98	0.0	15	0.0	140	0.1
自己株式		0	0.0	4	0.0	2	0.0
資本合計		31,328	15.8	34,269	10.0	32,033	18.9
負債・資本合計		198,034	100.0	344,407	100.0	169,904	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)		
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	
営業収益								
受入手数料			5,365		8,286		10,240	
委託手数料		5,005		7,735		9,516		
引受け・ 売出し手数料		12		45		27		
募集・売出し の取扱手数料		14		25		16		
その他の 受入手数料		334		480		680		
トレーディング 損益			8		0		39	
金融収益			1,620		1,788		3,224	
営業収益計			6,977	100.0	10,074	100.0	13,425	100.0
金融費用			574		588		1,274	
純営業収益			6,404	91.8	9,486	94.1	12,151	90.5
販売費・一般 管理費			4,748	68.1	4,495	44.6	8,612	64.1
取引関係費		838		1,002		1,635		
人件費	1	906		899		1,786		
不動産関係費		454		166		622		
事務費		1,214		1,886		2,564		
減価償却費		1,264		329		1,578		
租税公課		17		69		25		
貸倒引当金繰入		-		85		313		
その他		56		60		88		
営業利益			1,656	23.7	4,990	49.5	3,540	26.4
営業外収益			8	0.1	18	0.2	14	0.1
営業外費用			17	0.2	51	0.5	35	0.3
社債発行費			-		49		-	
その他			17		3		35	
経常利益			1,648	23.6	4,957	49.2	3,518	26.2

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益							
固定資産売却益	2	1		-		1	
投資有価証券 売却益		-		0		-	
貸倒引当金戻入		30		-		-	
保険金収入		161		-		161	
特別利益計		192	2.8	0	0.0	162	1.2
特別損失							
固定資産 除売却損	3	2		-		41	
証券取引責任 準備金繰入		126		248		265	
投資有価証券 評価損		-		55		-	
リース契約 規定損害金		6		0		6	
役員退職金	4	291		-		291	
ゴルフ・ リゾート会員権 評価損		-		0		6	
厚生年金基金 特別掛金	5	364		-		364	
社葬費用		24		-		24	
特別損失計		813	11.7	304	3.0	996	7.4
税金等調整前中間 (当期)純利益		1,026	14.7	4,654	46.2	2,684	20.0
法人税、住民税 及び事業税		50		2,458		1,153	
法人税等調整額		388	438	312	2,146	47	1,200
中間(当期)純利益		588	8.4	2,507	24.9	1,485	11.1

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資本剰余金の部)							
資本剰余金期首残高			9,230		9,254		9,230
資本剰余金増加高							
1 新株予約権の行使による 新株式の発行		-	-	9	9	24	24
資本剰余金中間期末 (期末)残高			9,230		9,264		9,254
(利益剰余金の部)							
利益剰余金期首残高			10,311		11,516		10,311
利益剰余金増加高							
1 中間(当期)純利益		588	588	2,507	2,507	1,485	1,485
利益剰余金減少高							
1 配当金		279	279	444	444	279	279
利益剰余金中間期末 (期末)残高			10,619		13,580		11,516

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		1,026	4,654	2,684
減価償却費		1,264	329	1,578
貸倒引当金の増加 (減少)額		30	85	313
賞与引当金の増加 (減少)額		7	13	14
証券取引責任準備金の増加 (減少)額		126	248	265
受取利息及び受取配当金		4	9	6
支払利息		18	46	40
信用取引収益		1,584	1,765	3,162
信用取引費用		547	504	1,201
固定資産売却益		1	-	1
固定資産除売却損		2	-	41
投資有価証券売却益		-	0	-
ゴルフ・リゾート 会員権評価損		-	0	6
預託金の減少(増加)額		6,999	62,900	5,399
トレーディング商品の 純増減額		148	4	1
信用取引資産・負債の 純増減額		8,342	41,483	8,175
預り金の増加(減少)額		5,640	21,339	3,857
有価証券担保借入金の 増加(減少)額		977	17,271	129
受入保証金の増加 (減少)額		4,740	41,268	793
その他		272	1,008	1,388
小計		2,282	21,439	5,739
利息及び配当金の受取額		4	9	6
利息の支払額		18	31	38
信用取引収益の受取額		1,394	1,772	3,104
信用取引費用の支払額		595	513	1,232
法人税等の支払額		1,320	138	2,336
営業活動による キャッシュ・フロー		2,817	20,338	6,236

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得 による支出		12	61	23
有形固定資産の売却 による収入		1	-	1
無形固定資産の取得 による支出		1,600	414	2,100
投資有価証券の取得 による支出		149	157	187
投資有価証券の売却 による収入		-	7	-
保険契約返戻金収入		-	0	5
その他		8	31	23
		1,752	657	2,280
投資活動による キャッシュ・フロー				
財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純増加 (純減少)額		200	16,000	6,000
長期借入金の借入 による収入		300	3,080	800
長期借入金の返済 による支出		81	207	212
割賦未払金の返済 による支出		160	143	321
社債の発行による収入		-	9,951	-
新株予約権の行使による 株式の発行収入		-	18	48
自己株式の取得による支出		0	1	2
配当金の支払額		279	444	279
		20	28,254	6,034
財務活動による キャッシュ・フロー				
現金及び現金同等物に係る 換算差額		-	0	-
現金及び現金同等物の増減額		4,589	7,259	2,483
現金及び現金同等物期首残高		7,472	4,989	7,472
現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高		2,883	12,248	4,989

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 松井土地建物株式会社	同左 同左	同左 同左
2 持分法の適用に関する事項	非連結子会社及び関連会社がないため、持分法の適用はありません。	同左	同左
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。	同左	連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブの評価基準及び評価方法 (イ)トレーディング商品に属する有価証券等 トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引については、時価法を採用しております。 (ロ)トレーディング商品に属さない有価証券等 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券及びデリバティブの評価基準及び評価方法 (イ)トレーディング商品に属する有価証券等 同左 (ロ)トレーディング商品に属さない有価証券等 同左	(1) 有価証券及びデリバティブの評価基準及び評価方法 (イ)トレーディング商品に属する有価証券等 同左 (ロ)トレーディング商品に属さない有価証券等 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ)有形固定資産 当社は定額法を、連結子会社は定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～40年 器具・備品 4年～10年 (ロ)無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 (イ)貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (ロ)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ)有形固定資産 同左 (ロ)無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 (イ)貸倒引当金 同左 (ロ)賞与引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の処理方法 (イ)ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ)有形固定資産 同左 (ロ)無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 (イ)貸倒引当金 同左 (ロ)賞与引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 金利スワップ (ヘッジ対象) 借入金</p> <p>(ハ)ヘッジ方針 当社グループは、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>(ニ)ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップは特例処理によっているため有効性の評価を省略しております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法</p> <p>同左</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲</p>	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計)</p> <p>当中間連結会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日 企業会計基準第1号)を適用しております。これによる当中間連結会計期間の損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>		

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 489百万円	1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 480百万円	1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 428百万円
2 担保に供されている資産は次のとおりであります。		

前中間連結会計期間

被担保債務		担保に供されている資産		
科目	期末残高 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金(長期借入金の一年以内返済予定を除く。)				
金融機関借入金	250	48		48
長期借入金(一年以内返済予定を含む。)				
金融機関借入金	127		321	321
計	377	48	321	369

当中間連結会計期間

被担保債務		担保に供されている資産		
科目	期末残高 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金(長期借入金の一年以内返済予定を除く。)				
金融機関借入金	50	119	-	119
長期借入金(一年以内返済予定を含む。)				
金融機関借入金	4	71	-	71
計	54	190	-	190

前連結会計年度

被担保債務		担保に供されている資産		
科目	期末残高 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金(長期借入金の一年以内返済予定を除く。)				
金融機関借入金	50	88	-	88
長期借入金(一年以内返済予定を含む。)				
金融機関借入金	78	53	320	372
計	128	141	320	461

(注) 1 担保に供されている資産の価額は、中間連結貸借対照表計上額によっております。

(注) 1 担保に供されている資産の価額は、中間連結貸借対照表計上額によっております。

(注) 1 担保に供されている資産の価額は、連結貸借対照表計上額によっております。

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)																																										
<p>2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を短期借入金に対して572百万円、長期借入金に対して56百万円、信用取引借入金に対して3,553百万円、一般貸株の担保として59百万円それぞれ差し入れております。また、顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券を信用取引借入金に対して26,599百万円差し入れております。</p> <p>3 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。 (上記 2 に属するものを除く)</p> <p>(1) 差入れている有価証券</p> <table> <tr> <td>信用取引貸証券</td> <td>20,180百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金の本担保証券</td> <td>54,645</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により貸し付けた有価証券</td> <td>4,184</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金代用有価証券</td> <td>1,232</td> </tr> </table> <p>(2) 差入れを受けている有価証券</p> <table> <tr> <td>信用取引貸付金の本担保証券</td> <td>91,820百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借証券</td> <td>5,063</td> </tr> <tr> <td>受入保証金代用有価証券</td> <td>104,654</td> </tr> </table> <p>4 社債は、「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」(平成13年内閣府令第23号)第2条に定める劣後特約付社債であります。</p> <p>5 証券取引法の規定に基づく準備金を計上しております。準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。 証券取引責任準備金 ...証券取引法第51条</p>	信用取引貸証券	20,180百万円	信用取引借入金の本担保証券	54,645	消費貸借契約により貸し付けた有価証券	4,184	長期差入保証金代用有価証券	1,232	信用取引貸付金の本担保証券	91,820百万円	信用取引借証券	5,063	受入保証金代用有価証券	104,654	<p>2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を短期借入金に対して614百万円、信用取引借入金に対して3,435百万円それぞれ差し入れております。また、顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券を信用取引借入金に対して30,286百万円差し入れております。</p> <p>3 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。 (上記 2 に属するものを除く)</p> <p>(1) 差入れている有価証券</p> <table> <tr> <td>信用取引貸証券</td> <td>35,216百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金の本担保証券</td> <td>71,480</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により貸し付けた有価証券</td> <td>24,302</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金代用有価証券</td> <td>1,151</td> </tr> </table> <p>(2) 差入れを受けている有価証券</p> <table> <tr> <td>信用取引貸付金の本担保証券</td> <td>176,132百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借証券</td> <td>4,201</td> </tr> <tr> <td>受入保証金代用有価証券</td> <td>154,760</td> </tr> </table> <p>4 社債には、「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」(平成13年内閣府令第23号)第2条に定める劣後特約付社債が500百万円含まれております。</p> <p>5 証券取引法の規定に基づく準備金を計上しております。準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。 証券取引責任準備金 ...証券取引法第51条</p>	信用取引貸証券	35,216百万円	信用取引借入金の本担保証券	71,480	消費貸借契約により貸し付けた有価証券	24,302	長期差入保証金代用有価証券	1,151	信用取引貸付金の本担保証券	176,132百万円	信用取引借証券	4,201	受入保証金代用有価証券	154,760	<p>2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を短期借入金に対して558百万円、長期借入金に対して12百万円、信用取引借入金に対して1,549百万円、一般貸株の担保として174百万円それぞれ差し入れております。また、顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券を信用取引借入金に対して14,360百万円差し入れております。</p> <p>3 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。 (上記 2 に属するものを除く)</p> <p>(1) 差入れている有価証券</p> <table> <tr> <td>信用取引貸証券</td> <td>21,339百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金の本担保証券</td> <td>19,443</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により貸し付けた有価証券</td> <td>4,902</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金代用有価証券</td> <td>1,108</td> </tr> </table> <p>(2) 差入れを受けている有価証券</p> <table> <tr> <td>信用取引貸付金の本担保証券</td> <td>64,716百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借証券</td> <td>5,447</td> </tr> <tr> <td>受入保証金代用有価証券</td> <td>92,524</td> </tr> </table> <p>4 社債は、「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」(平成13年内閣府令第23号)第2条に定める劣後特約付社債であります。</p> <p>5 証券取引法の規定に基づく準備金を計上しております。準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。 証券取引責任準備金 ...証券取引法第51条</p>	信用取引貸証券	21,339百万円	信用取引借入金の本担保証券	19,443	消費貸借契約により貸し付けた有価証券	4,902	長期差入保証金代用有価証券	1,108	信用取引貸付金の本担保証券	64,716百万円	信用取引借証券	5,447	受入保証金代用有価証券	92,524
信用取引貸証券	20,180百万円																																											
信用取引借入金の本担保証券	54,645																																											
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	4,184																																											
長期差入保証金代用有価証券	1,232																																											
信用取引貸付金の本担保証券	91,820百万円																																											
信用取引借証券	5,063																																											
受入保証金代用有価証券	104,654																																											
信用取引貸証券	35,216百万円																																											
信用取引借入金の本担保証券	71,480																																											
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	24,302																																											
長期差入保証金代用有価証券	1,151																																											
信用取引貸付金の本担保証券	176,132百万円																																											
信用取引借証券	4,201																																											
受入保証金代用有価証券	154,760																																											
信用取引貸証券	21,339百万円																																											
信用取引借入金の本担保証券	19,443																																											
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	4,902																																											
長期差入保証金代用有価証券	1,108																																											
信用取引貸付金の本担保証券	64,716百万円																																											
信用取引借証券	5,447																																											
受入保証金代用有価証券	92,524																																											

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>1 人件費の中には、賞与引当金繰入額105百万円が含まれております。</p> <p>2 固定資産売却益の内訳 器具・備品 1百万円 計 1</p> <p>3 固定資産除売却損の内訳 除却損 建物 2百万円 器具・備品 0 計 2 売却損</p> <p>4 平成14年 4月 1日付で役員退職慰労金規程を廃止したことに伴い、従来の基準に基づき算定された退職慰労金額291百万円を一括計上しております。</p> <p>5 当社は、従来、総合設立の日本証券業厚生年金基金に加入し、当該年金基金への拠出額を退職給付費用として処理しておりましたが、平成14年 7月31日付で当該年金基金から脱退し、脱退時に拠出した特別掛金(364百万円)を特別損失に計上しております。</p>	<p>1 人件費の中には、賞与引当金繰入額84百万円が含まれております。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>	<p>1 人件費の中には、賞与引当金繰入額98百万円が含まれております。</p> <p>2 固定資産売却益の内訳 器具・備品 1百万円 計 1</p> <p>3 固定資産除売却損の内訳 除却損 建物 10百万円 器具・備品 31 計 41 売却損</p> <p>4 役員退職慰労金規程を平成14年 4月 1日付で廃止し、当該規程に基づく退職慰労金額291百万円を計上しております。</p> <p>5 当社は、従来、総合設立の日本証券業厚生年金基金に加入しており、当該年金基金への拠出額を退職給付費用として処理しておりましたが、平成14年 7月31日付で当該年金基金から脱退し、脱退時に拠出した特別掛金(364百万円)を特別損失に計上しております。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成14年 9月30日現在) 現金・預金勘定 2,883百万円 現金及び現金同等物 2,883</p>	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成15年 9月30日現在) 現金・預金勘定 12,248百万円 現金及び現金同等物 12,248</p>	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成15年 3月31日現在) 現金・預金勘定 4,989百万円 現金及び現金同等物 4,989</p>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具・備品 (百万円)</th> <th>ソフトウェア (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>373</td> <td>341</td> <td>714</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>211</td> <td>201</td> <td>412</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>162</td> <td>140</td> <td>302</td> </tr> </tbody> </table>		器具・備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	373	341	714	減価償却累計額相当額	211	201	412	中間期末残高相当額	162	140	302	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具・備品 (百万円)</th> <th>ソフトウェア (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>366</td> <td>335</td> <td>701</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>297</td> <td>279</td> <td>576</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>70</td> <td>56</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table>		器具・備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	366	335	701	減価償却累計額相当額	297	279	576	中間期末残高相当額	70	56	126	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具・備品 (百万円)</th> <th>ソフトウェア (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>367</td> <td>335</td> <td>702</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>252</td> <td>237</td> <td>489</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>115</td> <td>98</td> <td>213</td> </tr> </tbody> </table>		器具・備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	367	335	702	減価償却累計額相当額	252	237	489	期末残高相当額	115	98	213
	器具・備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	373	341	714																																															
減価償却累計額相当額	211	201	412																																															
中間期末残高相当額	162	140	302																																															
	器具・備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	366	335	701																																															
減価償却累計額相当額	297	279	576																																															
中間期末残高相当額	70	56	126																																															
	器具・備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	367	335	702																																															
減価償却累計額相当額	252	237	489																																															
期末残高相当額	115	98	213																																															
未経過リース料中間期末残高相当額	未経過リース料中間期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額																																																
1年内 180百万円	1年内 124百万円	1年内 180百万円																																																
1年超 132	1年超 8	1年超 41																																																
計 312	計 131	計 221																																																
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																																
支払リース料 94百万円	支払リース料 92百万円	支払リース料 186百万円																																																
減価償却費相当額 89	減価償却費相当額 87	減価償却費相当額 176																																																
支払利息相当額 5	支払利息相当額 2	支払利息相当額 9																																																
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	減価償却費相当額の算定方法 同左	減価償却費相当額の算定方法 同左																																																
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の算定方法 同左	利息相当額の算定方法 同左																																																

(有価証券およびデリバティブ取引の状況)

1 取引の状況に関する事項

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>1 トレーディングの内容及び利用目的 当社のトレーディング・ポジションは、自己の計算において行っている取引（ディーリング業務）から発生しております。トレーディングにおいて取り扱っている商品は主に、株式・債券・その他の有価証券等の現物取引、株式の信用取引、株式に係る先物取引及びオプション取引であります。その目的については、自己の計算に基づく利益確保のためであります。</p> <p>2 トレーディングに対する取組方針 株式に係る先物取引及びオプション取引については、トレーディング部門に資金及びポジション枠を配分し、運用基準を設定しております。ポジションは、極力持たない方針であります。</p> <p>3 トレーディングに係るリスクの内容 トレーディングに伴って発生するリスクは、主として市場リスクと信用リスクがあります。市場リスクとは、取引の結果発生したポジションの価値が、株式・金利・為替等の相場変動によって増減することから発生するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手先が契約を履行できなくなる場合に発生するリスクであります。</p>	<p>1 取引の内容及び利用目的 当社のトレーディング・ポジションは、自己の計算において行っている取引（ディーリング業務）から発生しております。トレーディングにおいて取り扱っている商品は主に、株式・債券・その他の有価証券等の現物取引、株式の信用取引、株式に係る先物取引及びオプション取引であります。その目的については、自己の計算に基づく利益確保のためであります。 また、当社はトレーディング以外に、外貨建証券取引に係る受渡金額を邦貨にて確定するため為替予約取引を、長期借入金に係る金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>2 取引に対する取組方針 株式に係る先物取引及びオプション取引については、トレーディング部門に資金及びポジション枠を配分し、運用基準を設定しております。ポジションは、極力持たない方針であります。 また、トレーディング以外では、実需のある取引についてのヘッジ目的にのみ、為替予約取引及び金利スワップ取引を利用しております</p> <p>3 取引に係るリスクの内容 トレーディングに伴って発生するリスクは、主として市場リスクと信用リスクがあります。市場リスクとは、取引の結果発生したポジションの価値が、株式・金利・為替等の相場変動によって増減することから発生するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手先が契約を履行できなくなる場合に発生するリスクであります。</p>	<p>1 取引の内容及び利用目的 当社のトレーディング・ポジションは、自己の計算において行っている取引（ディーリング業務）から発生しております。トレーディングにおいて取り扱っている商品は主に、株式・債券・その他の有価証券等の現物取引、株式の信用取引、株式に係る先物取引及びオプション取引であります。その目的については、自己の計算に基づく利益確保のためであります。 また、当社はトレーディング以外に、外貨建証券取引に係る受渡金額を邦貨にて確定するため、為替予約取引を利用しております。</p> <p>2 取引に対する取組方針 株式に係る先物取引及びオプション取引については、トレーディング部門に資金及びポジション枠を配分し、運用基準を設定しております。ポジションは、極力持たない方針であります。 また、トレーディング以外では、実需のある取引についてのヘッジ目的にのみ、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3 取引に係るリスクの内容 トレーディングに伴って発生するリスクは、主として市場リスクと信用リスクがあります。市場リスクとは、取引の結果発生したポジションの価値が、株式・金利・為替等の相場変動によって増減することから発生するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手先が契約を履行できなくなる場合に発生するリスクであります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>4 リスク管理体制</p> <p>当社のリスク管理体制は、リスク管理規程に基づき、トレーディング部門から独立している財務部が、リスク枠及び限度額等のリスク管理を行うとともに牽制機能を果たしております。また、その内容については、内部管理統括責任者へ定期的に報告しております。</p>	<p>トレーディング以外の取引についても、トレーディングと同様のリスクが生じますが、市場リスクについては為替予約取引の期間と金額が限定的であること、また、信用リスクについては信用度の高い金融機関に限定していることからそれぞれのリスクは僅少であると認識しております。</p> <p>4 リスク管理体制 同左</p>	<p>トレーディング以外の取引についても、トレーディングと同様のリスクが生じますが、市場リスクについては為替予約取引の期間と金額が限定的であることから僅少であると認識しております。</p> <p>4 リスク管理体制 同左</p>

2 有価証券及びデリバティブ取引

(1) トレーディングに係るもの

売買目的有価証券

	前中間連結会計期間末 (平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年 9月30日)		前連結会計年度末 (平成15年 3月31日)	
	中間連結貸借 対照表計上額 (時価)		中間連結貸借 対照表計上額 (時価)		連結貸借 対照表計上額 (時価)	
	資産 (百万円)	負債 (百万円)	資産 (百万円)	負債 (百万円)	資産 (百万円)	負債 (百万円)
株式	148	-	94	76	1	-
債券	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	13	-	-
合計	148	-	94	89	1	-

デリバティブ取引

前中間連結会計期間末及び当中間連結会計期間末並びに前連結会計年度末において、該当事項はありません。

(2) トレーディングに係るもの以外

その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)			前連結会計年度末 (平成15年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間 連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間 連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	677	847	170	762	787	25	686	451	236
債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	677	847	170	762	787	25	686	451	236

時価評価されていない主な有価証券

	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式 (店頭売買株式を除く)	186	234	214

(注) 当中間連結会計期間において減損処理を行い、投資有価証券評価損55百万円を計上しております。

デリバティブ取引

	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	
	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約取引	-	-	43	0	3	0

(注) 1 為替予約取引の時価は、外貨のキャッシュフローを計算し、現在価値に割り引き、邦貨換算した額であります。

2 ヘッジ会計を適用しているものは除いております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当社及び連結子会社は、有価証券の売買等の媒介及び取次、有価証券の引受、募集及び売出しの取扱などの証券業を中心とする事業活動を行っており、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度ともに、当該事業の営業収益、営業利益の金額はいずれも全事業の合計の90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、記載事項はありません。

【海外売上高(営業収益)】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、海外売上高(営業収益)がないため、記載事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額 357.58円	1株当たり純資産額 388.45円	1株当たり純資産額 363.80円
1株当たり中間純利益 6.71円	1株当たり中間純利益 28.46円	1株当たり当期純利益 16.94円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 6.59円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 28.12円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 16.66円
<p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において、従来と同様の方法によった場合の(1株当たり情報)については、それぞれ以下のとおりであります。</p>		
1株当たり純資産額 357.58円		
1株当たり中間純利益 6.71円		
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 6.59円		

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
損益計算書上の中間(当期)純利益(百万円)	588	2,507	1,485
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	588	2,507	1,485
普通株主に帰属しない金額(百万円)			
普通株式の期中平均株式数(千株)	87,611	88,113	87,673
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた普通株式増加数の内訳(千株)			
新株引受権(千株)	1,538	1,049	1,439
普通株式増加数(千株)	1,538	1,049	1,439
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権1銘柄 潜在株式の数 401,000株</p> <p>詳細については、第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権2銘柄 潜在株式の数 767,500株</p> <p>詳細については、第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権1銘柄 潜在株式の数 394,500株</p> <p>詳細については、第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>(新株予約権の発行の決議)</p> <p>平成15年 6月22日開催の定時株主総会において、当社の取締役及び従業員に対し、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権の発行の決議を行っております。</p> <p>1 対象者：取締役及び従業員</p> <p>2 新株予約権発行の要領</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式403,000株を上限とする。</p> <p>(2) 新株予約権の総数 4,030個(新株予約権1個につき100株)</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額 無償で発行する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額 各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に行使株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日における当社株式の終値の平均値に1.03を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)とする。ただし、その金額が新株予約権の発行日の前日の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 平成17年 7月15日から 平成20年 7月14日まで</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 取締役会決議により決定する。</p> <p>(注) 1. 株式数の調整 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない株式数についてのみ行われるものとする（1株未満の端数は切り捨てる）。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整 当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとする（1円未満の端数は切り上げる）。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合の比率</p> <p>時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分が行われる場合、行使価額は次の算式により調整されるものとする（1円未満の端数は切り上げる）。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × ((既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 / 新規発行前の株価) / (既発行株式数 + 新規発行による 増加株式数))</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(第 2 回 無担保普通社債の発行) 平成15年 9月26日開催の取締役会決議に基づき、平成15年10月17日に第 2 回無担保普通社債を発行しました。その概要は次の通りであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発行総額：10,000百万円 2 発行価額：額面100円につき金 100円 3 払込期日：平成15年10月17日 4 利率：年1.56% 5 償還期限：平成18年10月17日 6 資金の用途：設備資金、運転資金、借入金返済資金、信用取引に付随する金銭の貸付資金 <p>(ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行) 平成15年10月29日開催の取締役会決議に基づき、平成15年11月17日にユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行しました。その概要は次の通りであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発行総額：40,000百万円 2 社債の発行価額：社債額面金額の100% (社債額面金額 2 百万円) 3 募集価格：社債額面金額の 102.5% 4 払込期日：平成15年11月17日 5 償還期限：平成23年 3月31日に社債額面金額の100%で償還 	<p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>6 利率：利息は付さない</p> <p>7 新株予約権の目的となる株式の種類及び数</p> <p>(1)種類：当社普通株式</p> <p>(2)数：社債の発行総額を転換価額(新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額)で除した数を上限とし、当初10,230,179株を上限とする。</p> <p>8 新株予約権の総数：20,000個</p> <p>9 新株予約権の発行価額：無償</p> <p>10 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額</p> <p>(1)社債の発行価額と同額とする。</p> <p>(2)新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(転換価額)は3,910円とする。</p> <p>(3)転換価額は、社債発行後、当社普通株式の時価を下回る金額で当社普通株式を交付する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」には当社が有する当社普通株式は含まない。</p> <p>調整後転換価額 = 調整前転換価額 × ((既発行株式数 + 交付株式数 × 1株当たり払込金額 又は譲渡価額 / 1株当たり時価) / (既発行株式数 + 交付株式数))</p> <p>また、転換価額は、株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行、当社による一定の財産、金銭、株式等の当社株主への分配、その他新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>但し、当社のストック・オーナー・プラン、インセンティブ・プランその他新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行なわれない。</p> <p>11 新株予約権を行使することができる期間：平成15年12月1日から平成23年3月17日まで。</p> <p>12 新株予約権の行使の条件：新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>13 資金の使途：信用取引に付随する金銭の貸付資金、その他の運転資金 (シンジケート・ローンによる資金調達) 平成15年12月8日にシンジケート・ローン契約を締結しております。その概要は次の通りであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調達金額：28,000百万円 2 実行日：平成15年12月12日 3 借入期間：2年間（平成15年12月12日から平成17年12月12日まで）と4年間（平成15年12月12日から平成19年12月12日まで）の2種類。 4 返済条件：期限一括返済 5 アレンジャー兼エージェント：株式会社みずほコーポレート銀行 6 参加金融機関：62金融機関 7 担保提供又は保証：無担保、無保証 8 資金の使途：信用取引に付随する金銭の貸付資金、その他運転資金 	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金・預金		2,801		12,136		4,887	
預託金		76,201		140,701		77,801	
トレーディング 商品		148		94		1	
約定見返勘定		-		67		-	
信用取引資産		110,883		180,525		78,343	
信用取引 貸付金		105,908		176,410		72,777	
信用取引借 証券担保金		4,974		4,115		5,566	
立替金		30		135		236	
募集等払込金		-		234		-	
短期差入保証金		2,154		3,570		2,999	
その他		1,453		2,028		1,398	
貸倒引当金		20		208		323	
流動資産合計		193,648	97.8	339,282	98.5	165,342	97.3
固定資産							
1 有形固定資産	1 2	588	0.3	527	0.2	509	0.3
2 無形固定資産		1,883	1.0	2,169	0.6	2,165	1.3
ソフトウェア		1,844		2,116		2,109	
その他		39		53		55	
3 投資その他の 資産		1,871	0.9	2,376	0.7	1,841	1.1
投資有価証券	2	1,032		1,021		665	
関係会社株式		450		450		450	
その他		398		1,154		776	
貸倒引当金		10		249		50	
固定資産合計		4,342	2.2	5,072	1.5	4,515	2.7
資産合計		197,990	100.0	344,354	100.0	169,857	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
トレーディング 商品		-		89		-	
約定見返勘定		128		-		1	
信用取引負債		72,586		100,912		40,213	
信用取引 借入金	2	53,171		70,021		20,042	
信用取引貸 証券受入金		19,415		30,891		20,171	
有価証券担保 借入金		3,758		22,134		4,864	
有価証券貸借 取引受入金		3,758		22,134		4,864	
預り金		33,473		56,595		35,256	
受入保証金		53,275		89,011		47,743	
有価証券等 受入未了勘定		5		-		-	
短期借入金	2	805		22,931		6,694	
未払法人税等		48		2,453		135	
賞与引当金		105		84		98	
その他		911		1,020		839	
流動負債合計		165,094	83.4	295,230	85.7	135,842	80.0
固定負債							
社債	4	500		10,500		500	
長期借入金	2	204		3,120		484	
未払役員退職 慰労金		291		281		291	
固定負債合計		995	0.5	13,901	4.1	1,275	0.8
特別法上の準備金							
証券取引責任 準備金	5	615		1,002		753	
特別法上の準備金 合計		615	0.3	1,002	0.3	753	0.4
負債合計		166,703	84.2	310,133	90.1	137,870	81.2

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)							
資本金		11,381	5.7	11,414	3.3	11,405	6.7
資本剰余金							
1 資本準備金		9,230		9,264		9,254	
資本剰余金合計		9,230	4.7	9,264	2.7	9,254	5.4
利益剰余金							
1 利益準備金		159		159		159	
2 任意積立金		4,250		4,250		4,250	
別途積立金		4,250		4,250		4,250	
3 中間(当期) 未処分利益		6,170		9,123		7,062	
利益剰余金合計		10,578	5.3	13,532	3.9	11,471	6.8
その他有価証券 評価差額金		98	0.1	15	0.0	140	0.1
自己株式		0	0.0	4	0.0	2	0.0
資本合計		31,287	15.8	34,221	9.9	31,987	18.8
負債・資本合計		197,990	100.0	344,354	100.0	169,857	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)		
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	
営業収益								
受入手数料			5,365		8,286		10,240	
委託手数料		5,005		7,735		9,516		
引受け・ 売出し手数料		12		45		27		
募集・売出し の取扱手数料		14		25		16		
その他の 受入手数料		334		480		680		
トレーディング 損益	1		8		0		39	
金融収益			1,620		1,788		3,224	
営業収益計			6,977	100.0	10,074	100.0	13,425	100.0
金融費用			574		588		1,274	
純営業収益			6,404	91.8	9,486	94.2	12,151	90.5
販売費・一般 管理費			4,753	68.1	4,500	44.7	8,624	64.2
取引関係費		837		1,002		1,635		
人件費		903		892		1,781		
不動産関係費		470		181		655		
事務費		1,214		1,889		2,564		
減価償却費		1,260		325		1,570		
租税公課		13		65		19		
貸倒引当金繰入		-		85		313		
その他		55		60		88		
営業利益			1,651	23.7	4,986	49.5	3,527	26.3
営業外収益			7	0.1	17	0.2	13	0.1
営業外費用			17	0.3	51	0.5	35	0.3
社債発行費		-		49		-		
その他		17		3		35		
経常利益			1,642	23.5	4,952	49.2	3,505	26.1

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益							
固定資産売却益		1		-		1	
投資有価証券 売却益		-		0		-	
貸倒引当金戻入		30		-		-	
保険金収入		161		-		161	
特別利益計		192	2.8	0	0.0	162	1.2
特別損失							
固定資産 除売却損		1		-		40	
証券取引責任 準備金繰入		126		248		265	
投資有価証券 評価損		-		55		-	
リース契約 規定損害金		6		0		6	
役員退職金	2	291		-		291	
ゴルフ・ リゾート会員権 評価損		-		0		6	
厚生年金基金 特別掛金	3	364		-		364	
社葬費用		24		-		24	
特別損失計		813	11.7	304	3.0	995	7.4
税引前中間(当期) 純利益		1,021	14.6	4,649	46.2	2,672	19.9
法人税、住民税 及び事業税		48		2,456		1,148	
法人税等調整額		388	4.36	312	2.144	46	1.194
中間(当期)純利益		585	8.4	2,504	24.9	1,478	11.0
前期繰越利益		5,585		6,619		5,585	
中間(当期)未処分 利益		6,170		9,123		7,062	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) トレーディング商品に属する有価証券等 トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引については、時価法を採用しております。</p> <p>(2) トレーディング商品に属さない有価証券等 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) トレーディング商品に属する有価証券等 同左</p> <p>(2) トレーディング商品に属さない有価証券等 子会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>	<p>(1) トレーディング商品に属する有価証券等 同左</p> <p>(2) トレーディング商品に属さない有価証券等 子会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～40年 器具・備品 4年～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3 繰延資産の処理方法		<p>社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	

項目	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
4 引当金及び準備金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条及び「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した金額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 証券取引責任準備金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 証券取引責任準備金 同左</p>
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 ヘッジ会計の処理方法		<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 金利スワップ (ヘッジ対象) 借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップは特例処理によっているため有効性の評価を省略しております。</p>	

項目	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	消費税等の会計処理方法 同左	消費税等の会計処理方法 同左

追加情報

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計)</p> <p>当中間会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年 2月21日 企業会計基準第1号)を適用しております。これによる当中間会計期間の損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>これに伴い、前中間会計期間において資産の部に計上していた「自己株式」(流動資産0百万円)は、当中間会計期間末においては資本に対する控除項目としております。</p>		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)		
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 362百万円	1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 344百万円	1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 301百万円		
2 担保に供されている資産は次のとおりであります。				
前中間会計期間				
被担保債務		担保に供されている資産		
科目	期末残高 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金(長期借入金の一年以内返済予定を除く。)				
金融機関借入金	250	48		48
長期借入金(一年以内返済予定を含む。)				
金融機関借入金	127		90	90
計	377	48	90	138
当中間会計期間				
被担保債務		担保に供されている資産		
科目	期末残高 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金(長期借入金の一年以内返済予定を除く。)				
金融機関借入金	50	119	-	119
長期借入金(一年以内返済予定を含む。)				
金融機関借入金	4	71	-	71
計	54	190	-	190
前事業年度				
被担保債務		担保に供されている資産		
科目	期末残高 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金(長期借入金の一年以内返済予定を除く。)				
金融機関借入金	50	88	-	88
長期借入金(一年以内返済予定を含む。)				
金融機関借入金	31	53	89	142
計	81	141	89	230
(注) 1 担保に供されている資産の価額は、中間貸借対照表計上額によっております。	(注) 1 担保に供されている資産の価額は、中間貸借対照表計上額によっております。	(注) 1 担保に供されている資産の価額は、貸借対照表計上額によっております。		

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)																																										
<p>2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を短期借入金に対して572百万円、長期借入金に対して56百万円、信用取引借入金に対して3,553百万円、一般貸株の担保として59百万円それぞれ差し入れております。また、顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券を信用取引借入金に対して26,599百万円差し入れております。</p> <p>3 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。 (上記 2 に属するものを除く)</p> <p>(1) 差入れている有価証券</p> <table border="0"> <tr> <td>信用取引貸証券</td> <td>20,180百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金の本担保証券</td> <td>54,645</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により貸し付けた有価証券</td> <td>4,184</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金代用有価証券</td> <td>1,232</td> </tr> </table> <p>(2) 差入れを受けている有価証券</p> <table border="0"> <tr> <td>信用取引貸付金の本担保証券</td> <td>91,820百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借証券</td> <td>5,063</td> </tr> <tr> <td>受入保証金代用有価証券</td> <td>104,654</td> </tr> </table> <p>4 社債は、「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」(平成13年内閣府令第23号)第2条に定める劣後特約付社債であります。</p> <p>5 証券取引法の規定に基づく準備金を計上しております。準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。 証券取引責任準備金 ...証券取引法第51条</p>	信用取引貸証券	20,180百万円	信用取引借入金の本担保証券	54,645	消費貸借契約により貸し付けた有価証券	4,184	長期差入保証金代用有価証券	1,232	信用取引貸付金の本担保証券	91,820百万円	信用取引借証券	5,063	受入保証金代用有価証券	104,654	<p>2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を短期借入金に対して614百万円、信用取引借入金に対して3,435百万円それぞれ差し入れております。また、顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券を信用取引借入金に対して30,286百万円差し入れております。</p> <p>3 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。 (上記 2 に属するものを除く)</p> <p>(1) 差入れている有価証券</p> <table border="0"> <tr> <td>信用取引貸証券</td> <td>35,216百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金の本担保証券</td> <td>71,480</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により貸し付けた有価証券</td> <td>24,302</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金代用有価証券</td> <td>1,151</td> </tr> </table> <p>(2) 差入れを受けている有価証券</p> <table border="0"> <tr> <td>信用取引貸付金の本担保証券</td> <td>176,132百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借証券</td> <td>4,201</td> </tr> <tr> <td>受入保証金代用有価証券</td> <td>154,760</td> </tr> </table> <p>4 社債には、「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」(平成13年内閣府令第23号)第2条に定める劣後特約付社債が500百万円含まれております。</p> <p>5 証券取引法の規定に基づく準備金を計上しております。準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。 証券取引責任準備金 ...証券取引法第51条</p>	信用取引貸証券	35,216百万円	信用取引借入金の本担保証券	71,480	消費貸借契約により貸し付けた有価証券	24,302	長期差入保証金代用有価証券	1,151	信用取引貸付金の本担保証券	176,132百万円	信用取引借証券	4,201	受入保証金代用有価証券	154,760	<p>2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を短期借入金に対して558百万円、長期借入金に対して12百万円、信用取引借入金に対して1,549百万円、一般貸株の担保として174百万円それぞれ差し入れております。また、顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券を信用取引借入金に対して14,360百万円差し入れております。</p> <p>3 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。 (上記 2 に属するものを除く)</p> <p>(1) 差入れている有価証券</p> <table border="0"> <tr> <td>信用取引貸証券</td> <td>21,339百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金の本担保証券</td> <td>19,443</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により貸し付けた有価証券</td> <td>4,902</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金代用有価証券</td> <td>1,108</td> </tr> </table> <p>(2) 差入れを受けている有価証券</p> <table border="0"> <tr> <td>信用取引貸付金の本担保証券</td> <td>64,716百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借証券</td> <td>5,447</td> </tr> <tr> <td>受入保証金代用有価証券</td> <td>92,524</td> </tr> </table> <p>4 社債は、「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」(平成13年内閣府令第23号)第2条に定める劣後特約付社債であります。</p> <p>5 証券取引法の規定に基づく準備金を計上しております。準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。 証券取引責任準備金 ...証券取引法第51条</p>	信用取引貸証券	21,339百万円	信用取引借入金の本担保証券	19,443	消費貸借契約により貸し付けた有価証券	4,902	長期差入保証金代用有価証券	1,108	信用取引貸付金の本担保証券	64,716百万円	信用取引借証券	5,447	受入保証金代用有価証券	92,524
信用取引貸証券	20,180百万円																																											
信用取引借入金の本担保証券	54,645																																											
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	4,184																																											
長期差入保証金代用有価証券	1,232																																											
信用取引貸付金の本担保証券	91,820百万円																																											
信用取引借証券	5,063																																											
受入保証金代用有価証券	104,654																																											
信用取引貸証券	35,216百万円																																											
信用取引借入金の本担保証券	71,480																																											
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	24,302																																											
長期差入保証金代用有価証券	1,151																																											
信用取引貸付金の本担保証券	176,132百万円																																											
信用取引借証券	4,201																																											
受入保証金代用有価証券	154,760																																											
信用取引貸証券	21,339百万円																																											
信用取引借入金の本担保証券	19,443																																											
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	4,902																																											
長期差入保証金代用有価証券	1,108																																											
信用取引貸付金の本担保証券	64,716百万円																																											
信用取引借証券	5,447																																											
受入保証金代用有価証券	92,524																																											

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																
<p>1 トレーディング損益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">株券等</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> </table> <p>2 平成14年 4月 1日付で役員退職慰労金規程を廃止したことに伴い、従来の基準に基づき算定された退職慰労金額291百万円を一括計上しております。</p> <p>3 当社は、従来、総合設立の日本証券業厚生年金基金に加入し、当該年金基金への拠出額を退職給付費用として処理しておりましたが、平成14年 7月31日付で当該年金基金から脱退し、脱退時に拠出した特別掛金(364百万円)を特別損失に計上しております。</p>	株券等	8百万円	計	8	<p>1 トレーディング損益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">株券等</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">債券等・その他</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table> <p>2</p> <p>3</p>	株券等	1百万円	債券等・その他	1	計	0	<p>1 トレーディング損益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">株券等</td> <td style="text-align: right;">39百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">債券等・その他</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">39</td> </tr> </table> <p>2 役員退職慰労金規程を平成14年 4月 1日付で廃止し、当該規程に基づく退職慰労金額291百万円を計上しております。</p> <p>3 当社は、従来、総合設立の日本証券業厚生年金基金に加入しており、当該年金基金への拠出額を退職給付費用として処理しておりましたが、平成14年 7月31日付で当該年金基金から脱退し、脱退時に拠出した特別掛金(364百万円)を特別損失に計上しております。</p>	株券等	39百万円	債券等・その他	1	計	39
株券等	8百万円																	
計	8																	
株券等	1百万円																	
債券等・その他	1																	
計	0																	
株券等	39百万円																	
債券等・その他	1																	
計	39																	

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具・備品 (百万円)</th> <th>ソフトウェア (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>373</td> <td>341</td> <td>714</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>211</td> <td>201</td> <td>412</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>162</td> <td>140</td> <td>302</td> </tr> </tbody> </table>		器具・備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	373	341	714	減価償却累計額相当額	211	201	412	中間期末残高相当額	162	140	302	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具・備品 (百万円)</th> <th>ソフトウェア (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>366</td> <td>335</td> <td>701</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>297</td> <td>279</td> <td>576</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>70</td> <td>56</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table>		器具・備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	366	335	701	減価償却累計額相当額	297	279	576	中間期末残高相当額	70	56	126	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具・備品 (百万円)</th> <th>ソフトウェア (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>367</td> <td>335</td> <td>702</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>252</td> <td>237</td> <td>489</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>115</td> <td>98</td> <td>213</td> </tr> </tbody> </table>		器具・備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	367	335	702	減価償却累計額相当額	252	237	489	期末残高相当額	115	98	213
	器具・備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	373	341	714																																															
減価償却累計額相当額	211	201	412																																															
中間期末残高相当額	162	140	302																																															
	器具・備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	366	335	701																																															
減価償却累計額相当額	297	279	576																																															
中間期末残高相当額	70	56	126																																															
	器具・備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	367	335	702																																															
減価償却累計額相当額	252	237	489																																															
期末残高相当額	115	98	213																																															
未経過リース料中間期末残高相当額	未経過リース料中間期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>180百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>312</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	180百万円	1年超	132	計	312	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>124百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>131</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	124百万円	1年超	8	計	131	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>180百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>221</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	180百万円	1年超	41	計	221																														
1年内	180百万円																																																	
1年超	132																																																	
計	312																																																	
1年内	124百万円																																																	
1年超	8																																																	
計	131																																																	
1年内	180百万円																																																	
1年超	41																																																	
計	221																																																	
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>94百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	94百万円	減価償却費相当額	89	支払利息相当額	5	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	92百万円	減価償却費相当額	87	支払利息相当額	2	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>186百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	186百万円	減価償却費相当額	176	支払利息相当額	9																														
支払リース料	94百万円																																																	
減価償却費相当額	89																																																	
支払利息相当額	5																																																	
支払リース料	92百万円																																																	
減価償却費相当額	87																																																	
支払利息相当額	2																																																	
支払リース料	186百万円																																																	
減価償却費相当額	176																																																	
支払利息相当額	9																																																	
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法																																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左																																																
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法																																																
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左	同左																																																

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>(新株予約権の発行の決議)</p> <p>平成15年6月22日開催の定時株主総会において、当社の取締役及び従業員に対し、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権の発行の決議を行っております。</p> <p>1 対象者：取締役及び従業員</p> <p>2 新株予約権発行の要領</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式403,000株を上限とする。</p> <p>(2) 新株予約権の総数 4,030個(新株予約権1個につき100株)</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額 無償で発行する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額 各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に行使株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日における当社株式の終値の平均値に1.03を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)とする。ただし、その金額が新株予約権の発行日の前日の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。</p>

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 平成17年 7月15日から 平成20年 7月14日まで</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 取締役会決議により決定する。</p> <p>(注) 1. 株式数の調整 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。 ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない株式数についてのみ行われるものとする(1株未満の端数は切り捨てる)。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整 当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとする(1円未満の端数は切り上げる)。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合の比率</p> <p>時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分が行われる場合、行使価額は次の算式により調整されるものとする(1円未満の端数は切り上げる)。</p>

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(第2回 無担保普通社債の発行) 平成15年 9月26日開催の取締役会決議に基づき、平成15年10月17日に第2回無担保普通社債を発行しました。その概要は次の通りであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発行総額：10,000百万円 2 発行価額：額面100円につき金100円 3 払込期日：平成15年10月17日 4 利率：年1.56% 5 償還期限：平成18年10月17日 6 資金の用途：設備資金、運転資金、借入金返済資金、信用取引に付随する金銭の貸付資金 	<p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × ((既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 / 新規発行前の株価) / (既発行株式数 + 新規発行による 増加株式数))</p> <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。</p>

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行)</p> <p>平成15年10月29日開催の取締役会決議に基づき、平成15年11月17日にユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行しました。その概要は次の通りであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発行総額：40,000百万円 2 社債の発行価額：社債額面金額の100% (社債額面金額 2百万円) 3 募集価格：社債額面金額の102.5% 4 払込期日：平成15年11月17日 5 償還期限：平成23年 3月31日に社債額面金額の100%で償還 6 利率：利息は付さない 7 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 <ol style="list-style-type: none"> (1)種類：当社普通株式 (2)数：社債の発行総額を転換価額(新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1株当たりの額)で除した数を上限とし、当初 10,230,179株を上限とする。 8 新株予約権の総数：20,000個 9 新株予約権の発行価額：無償 10 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額 <ol style="list-style-type: none"> (1)社債の発行価額と同額とする。 (2)新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1株当たりの額(転換価額)は3,910円とする。 (3)転換価額は、社債発行後、当社普通株式の時価を下回る金額で当社普通株式を交付する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」には当社が有する当社普通株式は含まない。 	

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>調整後転換価額 = 調整前転換価額 × ((既発行株式数 + 交付株式数 × 1株当たり払込金額 又は譲渡価額 / 1株当たり時価) / (既発行株式数 + 交付株式数))</p> <p>また、転換価額は、株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行、当社による一定の財産、金銭、株式等の当社株主への分配、その他新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>但し、当社のストック・オーナー・プラン、インセンティブ・プランその他新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行なわれない。</p> <p>10 新株予約権を行使することができる期間：平成15年12月1日から平成23年3月17日まで。</p> <p>11 新株予約権の行使の条件：新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>12 資金の用途：信用取引に付随する金銭の貸付資金、その他の運転資金 (シンジケート・ローンによる資金調達) 平成15年12月8日にシンジケート・ローン契約を締結しております。その概要は次の通りであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調達金額：28,000百万円 2 実行日：平成15年12月12日 3 借入期間：2年間（平成15年12月12日から平成17年12月12日まで）と4年間（平成15年12月12日から平成19年12月12日まで）の2種類。 4 返済条件：期限一括返済 5 アレンジャー兼エージェント：株式会社みずほコーポレート銀行 	

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	6 参加金融機関：62金融機関 7 担保提供又は保証：無担保、無保証 8 資金の使途：信用取引に付随する金銭の貸付資金、その他運転資金	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 半期報告書の訂正報告書

平成14年12月20日に関東財務局長に提出した半期報告書（第87期中（自平成14年4月1日至平成14年9月30日））に係る訂正報告書を平成15年5月8日に関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第87期（自平成14年4月1日至平成15年3月31日）平成15年6月23日に関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定（新株予約権の割当）に基づく臨時報告書を平成15年7月3日に関東財務局長に提出

(4) 有価証券報告書の訂正報告書

(2)に関する訂正報告書を平成15年7月10日に関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

(3)に関する訂正報告書を平成15年7月10日に関東財務局長に提出

(6) 発行登録書

平成15年9月8日に関東財務局長に提出

(7) 発行登録追補書類

平成15年9月8日に関東財務局長に提出

(8) 発行登録書

平成15年9月10日に関東財務局長に提出

(9) 発行登録追補書類

(8)に関する発行登録追補書類を平成15年10月3日に関東財務局長に提出

(10) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定（海外の募集・売出し）に基づく臨時報告書を平成15年10月29日に関東財務局長に提出

(11) 訂正発行登録書

(8)に関する訂正発行登録書を平成15年10月29日に関東財務局長に提出

(12) 臨時報告書の訂正報告書

(10)に関する訂正報告書を平成15年10月30日に関東財務局長に提出

(13) 訂正発行登録書

(8)に関する訂正発行登録書を平成15年10月30日に関東財務局長に提出

(14) 臨時報告書の訂正報告書

(10)に関する訂正報告書を平成15年10月31日に関東財務局長に提出

(15) 訂正発行登録書

(8)に関する訂正発行登録書を平成15年10月31日に関東財務局長に提出

(16) 自己株券買付状況報告書

平成15年4月1日、平成15年5月2日、平成15年6月5日、平成15年7月7日、平成15年8月4日、平成15年9月2日、平成15年10月7日、平成15年11月7日、平成15年12月4日に関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

中間監査報告書

平成14年12月20日

松井証券株式会社

代表取締役社長 松井道夫 殿

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 五十嵐 則 夫
関与社員

関与社員 公認会計士 小林 昭 夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている松井証券株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が松井証券株式会社及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

松井証券株式会社
取締役会御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 五十嵐 則 夫
関与社員

関与社員 公認会計士 小林 昭 夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている松井証券株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、松井証券株式会社及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月20日

松井証券株式会社

代表取締役社長 松井道夫 殿

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 五十嵐 則 夫
関与社員

関与社員 公認会計士 小林 昭 夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている松井証券株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第87期事業年度の中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が松井証券株式会社の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

松井証券株式会社
取締役会御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 五十嵐 則 夫
関与社員

関与社員 公認会計士 小林 昭 夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている松井証券株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第88期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、松井証券株式会社の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

半期報告書の訂正報告書

(第88期中) 自 平成15年4月1日
至 平成15年9月30日

松井証券株式会社

(541-081)

第88期中（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）

半期報告書の訂正報告書

本書は半期報告書の訂正報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成16年6月25日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

松井証券株式会社

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成16年 6月25日

【中間会計期間】 第88期中(自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)

【会社名】 松井証券株式会社

【英訳名】 MATSUI SECURITIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松 井 道 夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目20番 7号

【電話番号】 03(5216)0653

【事務連絡者氏名】 専務取締役 今 田 弘 仁

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目20番 7号

【電話番号】 03(5216)0653

【事務連絡者氏名】 専務取締役 今 田 弘 仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成15年12月19日に提出いたしました第88期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)の半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

略

商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

取締役会の決議日（平成15年10月29日）		
	中間会計期間末現在 （平成15年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成15年11月30日）
新株予約権の数（個）		20,000
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）		10,230,179
新株予約権の行使時の払込金額（円）		<u>39,999,999,890</u>
新株予約権の行使期間		平成15年12月1日から 平成23年3月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）		発行価格 3,910 資本組入額 <u>1,955</u>
新株予約権の行使の条件		新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権のみ社債からの分離譲渡はできない
新株予約権付社債の残高(百万円)		40,000

以下略

(訂正後)

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

略

商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成15年10月29日)		
	中間会計期間末現在 (平成15年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)		20,000
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		10,230,179
新株予約権の行使時の払込金額(円)		総額40,000,000,000円 (新株予約権1個当たり 2,000,000円)
新株予約権の行使期間		平成15年12月1日から 平成23年3月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 3,910 資本組入額 1,957
新株予約権の行使の条件		新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権のみ社債からの分離譲渡はできない
新株予約権付社債の残高(百万円)		40,000

以下略